

第13回遊びのプログラム等に関する専門委員会	参考資料
2018年(平成30年)6月22日	

第10回 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会	資料2
平成30年6月4日	

総合的な放課後児童対策に向けて

社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会

中間とりまとめ 案

平成30(2018)年●月●日

はじめに	1
1. 子どもたちの放課後生活の重要性とその理念	3
(1) 児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を保障する育成	3
(2) 子どもの「生きる力」の育成	6
(3) 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成	7
2. 放課後児童対策の歴史的推移と現状並びにその課題	8
3. 放課後児童クラブの今後のあり方	11
(1) 待機児童の解消（いわゆる「量の拡充」について）	11
(2) 質の確保	13
① 放課後児童クラブに求められるもの	13
② 放課後児童支援員のあり方・研修について	15
おわりに	17
【関連資料】	18
「放課後児童対策に関する専門委員会」委員名簿	18
「放課後児童対策に関する専門委員会」開催経過	19
【参考資料】	

はじめに

- 子どもたちの放課後の過ごし方は、多様化している。同時に、放課後の居場所に
- 同時に、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26（2014）年 4 月厚生労働省令／以下、設備運営基準）及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27（2015）年 3 月厚生労働省策定／以下、運営指針）のもとで、放課後児童クラブの質を確保・向上させていくことが求められている。

今後、放課後児童クラブについては、量を拡大するのみならず、質の確保も同様に図っていくことが大きな課題であると考えられる。
- 以上のような状況を踏まえ、放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策の再構築が喫緊の課題として浮かび上がってきている。本委員会は、子どもの放課後生活はいかにあるべきかという観点から、今後の放課後児童対策について 10 回ついでのニーズも大きく、子どもたちの放課後には、多様な生活や遊びの場が用意されなければならない。
- 子どもたちの放課後生活をめぐっては、ここ数十年の間に、子ども数や兄弟数の減少、共働き家庭の増大や就労形態の多様化、ひとり親家庭の増加や「子どもの貧困」の社会問題化、また、自由な遊び場や遊ぶ時間の縮小、自然や生物、実際の物事と直接的にかかわる生きた体験の不足、習い事や学習塾に通う子どもの増加など、様々な社会状況の変化がみられる。
- 放課後児童対策の中で、共働き家庭の児童が利用する放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い、近年利用児童数が増加の一途にあり、待機児童も生じている。今後、女性就業率の更なる上昇が進めば、放課後児童クラブの利用児童もさらに増加すると考えられる。保育所において待機児童解消のための受け皿を整備している状況がある中で、小学生の放課後の受け皿もまた充実させていく必要がある。
- にわたって議論を重ねてきたところであり、本報告書はその検討の中間結果をとりまとめたものである。
- とりわけ、放課後児童対策を考える上では、「健全育成」という概念を再検討することが不可欠であると考えた。健全育成という用語は、高度経済成長期に国の人づくり政策の文脈の中で登場し、それ以来、児童福祉の分野において対象を限定しない一般的な児童を対象とした事業・施策の目的概念として使われているが、健全育成という概念に対する明確で統一的な規定や解釈はなされていないと考えられる。大きく社会状況が変化している中で、改めて福祉（子どもの権利）の視点から今後の健全育成の概念について検討する必要があると思われる。

- なお、児童福祉法は18歳未満の子どもを対象としており、放課後児童対策の対象は小学生に限られるものではないが、今回は小学生を対象とした放課後児童対策について中心に議論を行った。また、放課後児童対策について議論する際に、労働政策や教育政策についても視野に含めることが必要であるが、本報告では子ども家庭福祉に絞ってとりまとめを行った。

1. 子どもたちの放課後生活の重要性とその理念

- 近年の社会的動向や児童の権利に関する条約（以下、権利条約）、改正児童福祉法の理念を踏まえ、今後の子どもたちの育ちや放課後生活の保障を考えた場合、次の3つの視点が必要になると考えられる。
 - (1) 児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を保障する育成
 - (2) 子ども「生きる力」の育成
 - (3) 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成

(1) 児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を保障する育成

- 平成 28（2016）年の児童福祉法改正では、第 1 条（児童の福祉を保障するための原理）冒頭で、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」と定められ、これが子どもの権利であることが示された。
- これを保障する社会資源の一つが、児童福祉法上の児童厚生施設や放課後児童クラブである。つまり、児童福祉法の視点からみれば、児童厚生施設や放課後児童クラブの育成観は、「児童の権利に関する条約の精神にのっとりて育成する」ことではなければならない。またこれは、上記施設や事業だけでなく、放課後児童対策全体における基本的な視点として考えなければならない。

(基本的な視点・方向性)

- 放課後児童対策の中で、すべての子どもに対し、子どもの最善の利益（権利条約第 3 条）をいかに実現していくか、考えていくことが必要である。これまでも、運営指針の策定にあたり、「子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再認識し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理する」ことが示されている^{*1}。
- 権利条約第 3 条^{*2}においては、子どもの最善の利益を保障しようとする大人の責

^{*1} 「放課後児童クラブ運営指針解説書」によれば、運営指針は、「放課後児童支援員等と放課後児童健全育成事業に携わるすべての人々に日常的に活用されるとともに、保護者にも活用されることを想定しています。更に、放課後児童クラブの関係者だけでなく、広く子どもの放課後の遊びと生活にかかわる方々に活用されることを期待しています。」と、幅広い活用が目指されている。

^{*2} 権利条約第 3 条は、以下のように規定されている。

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立

務が強調されており、子どもの最善の利益を体現できる行政や、放課後児童支援員をはじめとする放課後児童対策に関わる者のあり方が問われる。また、子どもの最善の利益の実現という視点に立った、人材確保、人材配置、人材養成・研修、施設設備などのあり方についての検討が求められる。

- 子どもの最善の利益を保障していくにあたっては、意見表明権との関係を考える必要がある。権利条約第 12 条^{*3}は、子どもの年齢及び成熟度に従って子どもの意見を尊重すべきことを規定しており、本条約が発達的視点を有していることを示している。

子どもが自己の意見を持つことができるように成長するためには、幼少期から自分で考え、自分で決定するという体験が必要とされる。同時に、発達の視点からすれば、発達途上にある子どもの意見を大人が傾聴し、くみ取り、大人と子どもが一緒に決定していくというプロセスによって、最善の利益が達成されると考えられる。

放課後児童対策においても、年齢やあるいは成熟度が高まるに従い、主体的に生き、自分の意見を持てるような人間として育てていく、子どもの自己決定力の育成と尊重という視点が重要である。つまり、主体性、自己決定力を育むことが、条約の精神からみた育成観となる。

- このように考えると、子どもの最善の利益を保障しようとする大人の責務と、子どもの主体性や自己決定力の育成とは、コインの裏表のように表裏一体のものでもあると言える。これを、放課後児童対策における育成の視点の基底におかねばならない。
- 権利条約第 31 条^{*4}は、休息・余暇及びレクリエーションや文化的な生活および芸術への参加の権利について規定している。放課後は、遊びなど自由な活動を行う

法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

^{*3} 権利条約第 12 条は、以下のように規定されている。

1 締結国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

^{*4} 権利条約第 31 条は、以下のように規定されている。

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

時間・空間であるとともに、学校を終えた子どもの気分転換やくつろぎ、休息の時間・空間でもある。子どもの放課後にあっては、特に後者を保障していくことが重要である。

(2) 子どもの「生きる力」の育成

- 我が国の学校教育のキーワードとして、「生きる力」^{※5}がある。次期の学習指導要領においても、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てる「生きる力の育成」が基本理念におかれている。また、教育基本法第13条^{※7}にあるように、子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、社会全体で取り組むことが不可欠である。

- これは、放課後における子どもの育成にも通じるものである。「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26（2014）年7月内閣府告示）においても、「小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。」と「子どもの育ちに関する理念」が述べられている。

(基本的な視点・方向性)

- 放課後は本来、子どもが学校で学んだことや家庭で身に着けたことを生かしながら、自主的・主体的な遊びや生活の体験を通じて、人として生きていくための知恵や社会性を育むことができる大切な時間・空間である。放課後という時間・空間は、「生きる力」の育成において、大きな役割を果たしていると言える。

- そのため放課後児童対策としても、活動内容において、子どもの自主性や社会性、自立を育む観点が求められ、遊びや生活、その他様々な体験ができるようにしていくことが重要である。また、その際、放課後独自の観点から「生きる力」を育成していくとともに、放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成していくことが必要である。

^{※5} 「生きる力」とは、平成8（1996）年7月の中央教育審議会の答申において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであると指摘されている。（文部科学省『小学校学習指導要領 解説 総則編』平成29（2017）年6月）

^{※7} 教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力等）は、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定している。

(3) 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成

- 障害の有無、男女、年齢、国籍にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが分け隔てなく、生き生きとした人生を送っていく共生社会は、福祉における重要な考え方のひとつである。子どもも地域社会の一員として、共生社会という観点から放課後の生活を見直す必要がある。

(基本的な視点・方向性)

- 一人ひとりの子どもの尊厳を大切にし、一人ひとりの子どもが今このときを主体的に生き生きと過ごすことをめざし、一人ひとりの可能性が最大限に発揮できるよう側面的に支援し、またそうした子どもたちに寄り添うことを大切にする支援が、福祉の視点から見た育成観であると言える。
- 主体的に遊び、主体的に生活する子どもは、支援者に支えられながら、そこに起こる葛藤やその克服を通じて、自分自身に権利があることとともに、他者にもその権利があることを認識できるようになり、そんな他者とともに生きることの喜びを見出すことができるようになる。地域社会を構成する一員として、人と人がつながり合い、多様性を許容できる子どもを育てていくことが求められる。
- 子ども、高齢者、障害者のみならず、すべての人々が共生できる地域社会をつくるためには、子どもたちが地域にかかわりをもって育つことが保障されなければならない。子どもたちを地域全体で育む仕組みづくりのためには、放課後児童クラブ等放課後児童対策として考えられる各種事業と地域や学校との関係・連携をどのように構築していくかが重要な視点となる。

- 以上、(1)～(3)の3つの視点が、放課後児童対策における子どもの育成の理念として貫かれなければならない。これらの視点は、「健全育成」という概念を捉え直す視点、健全育成の理念としても位置付けられると考えられる。
- これらの視点を放課後児童対策の理念として位置付けるならば、子どもが育つ場は多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる。

2. 放課後児童対策の歴史的推移と現状並びにその課題

- 放課後児童対策は、福祉分野では、児童厚生施設の設置・運営による健全育成にはじまる。放課後児童クラブについては、昭和 51（1976）年度から、留守家庭児童対策や健全育成対策として、国庫補助を開始し、その後平成 10（1998）年施行の児童福祉法改正によって放課後児童健全育成事業として法定化された。
また、平成 19（2007）年度から厚生労働省、文部科学省合同で放課後児童クラブと放課後子供教室とを「一体的」又は「連携」して実施する「放課後子どもプラン」が開始され、平成 26（2014）年度から「放課後子ども総合プラン」に引き継がれ実施されている。
- 放課後児童対策に関する施策は、それぞれ財源が異なり、管轄する省庁もわかれており、国として総合的な放課後児童対策を描くことが課題となっている。
- 現在は、女性就業率の上昇に伴い放課後児童クラブの利用児童数が増加の一途にあり、待機児童や「小1の壁」の解消が課題となっていることなどから、国では放課後児童クラブの充実が図られているが、放課後児童クラブに子どもが集中する状況が見られる。共働き家庭等の子どもも含めた全ての子どもを対象とする事業・施設は、厚生労働省が所管する児童館や、文部科学省が実施している放課後子供教室等がある。こうした全ての子どもを対象とする放課後児童対策についても、どのように関係省庁間で連携のとれた取り組みができるかが課題である。
- 放課後児童クラブについては、多くの子どもが利用する状況があり、また、18：30以降まで開所している放課後児童クラブは全体の約55%を占め（平成29（2017）年5月現在）、年々増加しており、放課後児童クラブで長時間過ごす子どもも増えていることが推測される。
放課後児童クラブの設置場所は、約半数が学校である。放課後児童クラブをはじめ、学校施設内で放課後事業を行うことは、移動の必要性がなく安全であること、学校の校庭、体育館や図書室など学校施設を活用することができる等の長所がある一方で、子どもたちの生活が学校に局限化されるということでもある。
- 子どもの育ちにとってよい放課後の生活を考えると、地域の様々な社会資源を活用して多様な人やものとのかかわりの中で放課後を過ごすことも大切なことである。また、放課後は学校の外で過ごしたいと望む子どももいる。子どもの放課後のあり方は多様であることも望まれる。
- 公的な放課後児童対策の他では、従来からあるお稽古事、学習塾や地域における各種活動のみならず、特に都市部では、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業も見受けられる。

(基本的な視点・方向性)

- 放課後児童対策については、様々な事業や活動が実施されており、民間事業者も多く参画している。放課後児童対策を考えるにあたっては、民間事業者による事業や活動も含め、放課後児童対策全体の質をどのように担保していくかと同時に、公的に行うことが適切な施策について検討していく必要がある。
- 放課後という時間・空間は、子どもの成長発達的面から捉え直すと、家庭における保護者や学校における教師とも異なる大人と過ごすことができ、遊びを通して子どもが自主性や社会性、自立を育むことができる重要な場である。それを実現するために、放課後児童対策として、子どもの成長・発達という観点からどのような経験・体験を子どもに提供していくべきか、地域資源の活用を含めて検討することが求められる。その際、放課後児童対策は、現在の子ども・家庭に広がる様々な格差（経済格差、教育格差等）、地域間格差（財政面、人的・社会的資源の格差等）の是正を目指したものと考えていくことが必要である。
- 平成 26（2014）年に厚生労働省と文部科学省が共同して策定した「放課後子ども総合プラン」は、「多様な体験・活動を行う」ため、放課後児童クラブと放課後子供教室との「一体型」及び「連携」の計画的な整備を行うこととしている。このうち「一体型」とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童も含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものである。放課後子ども総合プランの実施により、多様な体験や活動ができ、大きな効果があったものと考えられる。
- 児童館は、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする」ことを目的とした児童厚生施設であり、全ての子どもに対して開かれた施設である。国の「児童館ガイドライン」（平成 23（2011）年 3 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）によって、全ての子どもが家庭の状況や子ども本人の状況にかかわらず自由に利用することができるという特性を生かし、個々の機能に特化した事業展開だけでなく、複合的な機能を組み合わせることができるという児童館の役割を、放課後児童対策の中で重視すべきであろう。
- 今後の放課後児童対策の方向性として、現行の「放課後子ども総合プラン」を推進していく中で、放課後児童クラブや放課後子供教室と、児童館、社会教育施設等をはじめとした地域の様々な施設を有機的に連携させ、どの地域の子どもも放課後に多様な体験が行えるようなあり方が望ましい。その方法として、放課後子ども総合プランのもと、市町村において地域の実情に応じて設置されている運営委員会の活用等により、行政の参画を含め、そのあり方を検討していくことが考えられる。

- 放課後の事業については、公的な事業からプレイパーク等民間で行われているものまで様々なものがある。また、事業の種類では、広く子どもを対象としたものから、ひとり親家庭や生活困窮者世帯の子ども、障害児等個々のニーズや課題に対応するものがある。社会的・福祉的課題に対応した事業は公立、民間いかににかかわらず公的な事業としての必要性が高まっている。

これらのすべてについて、児童福祉法の理念に基づいて、どのような支援のあり方が考えられるかについて、引き続き検討していくことが求められる。

- 子どもと保護者が放課後の居場所を選べるよう、所管や公的事业、民間事業にかかわらず放課後の居場所に関する情報を一元化し情報提供をしていくこと、その情報を提供しコーディネートする役割も必要であると考えられる。その際、放課後児童対策全般についての実態把握、情報公開や、各種ハラスメントに対応するなど放課後児童対策全般についての子どもの権利擁護等は今後の課題となると考えられる。

- あわせて、放課後児童対策のあり方について、基本的な考え方、目的、諸施策の連携等総合的な放課後児童対策の推進について児童福祉法に明記していくことは今後の検討課題となると考えられる。また、現行法令を見た場合、たとえば児童福祉法第40条の「遊びを与え」、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条の「児童の遊びを指導する者」といった規定が、児童福祉法制定当時の社会状況や理念等を引き継ぎながらも、現在の育成観からふさわしいかどうか検証することも、今後の課題として考えられる。

3. 放課後児童クラブの今後のあり方

(1) 待機児童の解消（いわゆる「量の拡充」について）

- 平成 29（2017）年 5 月 1 日現在の放課後児童クラブの数は 24,573 か所、登録児童数は 1,171,162 人となり、過去最大となった。その一方で、待機児童数は 17,170 人となり、前年度と比べてやや減少したものの横ばい状態である。
- 待機児童の学年別の状況を見ると、4 年生以上の割合が約 4 割となっている。これは、平成 27（2015）年度から施行されている子ども・子育て支援新制度による、放課後児童クラブの対象拡大の影響が大きいと考えられる。
- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿については、2020 年度末までに女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分を確保し、待機児童解消を目指している。放課後児童クラブについては、昨年 12 月に閣議決定した「新たな経済政策パッケージ」において、「放課後子ども総合プラン」における平成 31（2019）年末までの整備目標（約 30 万人分）を、1 年前倒しし、さらに、「その後の在り方について検討する」こととされている^{※8}。
- 女性の就業率が上昇する中であって、保育サービスの利用率もあわせて上がってきていることを踏まえれば、放課後児童クラブの利用率も今後さらに上昇することが予想される。保育所に入所ができて小学校入学後に子どもを預けられない事例が生じないよう、待機児童や「小 1 の壁」の解消に取り組む必要があるが、その際、質の確保もあわせて行っていくことが必要である。

(基本的な視点・方向性)

- 待機児童を解消していくためには、女性就業率の上昇を踏まえたニーズを見込み、新たな整備目標を設定した上で、必要な受け皿整備を着実に進めていく必要がある。その上で、放課後児童クラブ未設置の小校区への放課後児童クラブの設置促進、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との「連携」又は「一体型」の実施において、学校施設に加え、児童館や社会教育施設等を活用する等、様々な方法により、放課後児童クラブの着実な整備を行っていくことが求められる。
その際、運営指針に示されているように、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する^{※9}。

^{※8} 平成 30（2018）年 6 月 1 日の閣議後会見において、加藤厚生労働大臣より、「昨今の女性就業率の上昇やそれに伴う保育ニーズの高まりを踏まえ、今後とも放課後児童クラブの整備を進める必要があることから、2023 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の更なる受け皿整備を図る」旨、発言があった。

^{※9} 運営指針「第 5 章学校及び地域との関係 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ（1）学校施設を活用する放課後児童クラブ」

- 4年生以上の高学年児童の待機児童の解消にあたっては、放課後児童クラブの整備はもちろんのこと、子どもの発達段階に応じ、放課後における居場所のニーズも多様化することにも鑑み、放課後児童クラブにおける夏休み等長期休暇中の受け入れ、児童館、社会教育施設等既存資源の活用をはじめ、地域の中で子どもが安心して、生き生きと過ごせる多様な居場所を確保していくことが求められる。その際、子どもの発達の状況、家庭での養育の状況、地域環境等、放課後に子どもがどこで、どのように過ごすのがよいのか、子ども自身がどこで過ごしたいのか、多角的に検討する必要がある。

- 放課後児童クラブの利用者の増加や、障害のある子どもや配慮を必要とする子ども・家庭が増えている現状などを考えると、支援者支援の観点から、放課後児童支援員を支援する、専門的な知識や技能を持ったスーパーバイザー的な職員の配置を検討することも考えられる。

(2) 質の確保

① 放課後児童クラブに求められるもの

- 放課後児童クラブの質の確保を考えるにあたり、設備運営基準及び運営指針に基づき、子どもの最善の利益を第一に、子どもの視点に立って、運営や育成支援の内容を検証する必要がある。
- 運営指針によれば、放課後児童クラブの役割は、権利条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することにある。育成支援とは、「子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ること」が目的である。
- 放課後児童クラブの育成支援の内容には、「子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする」「子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする」などが挙げられている。現状を踏まえると、子どもの主体的な活動を尊重する運営や育成支援を一層進めていくことが一つの課題である。

(基本的な視点・方向性)

- 運営指針で示されている放課後児童クラブにおける「育成支援」の内容について、改めて現場への理解浸透を図り、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じて^{※10}、主体性に応じた遊びや生活ができるよう最大限に配慮するとともに、放課後児童クラブ以外の子どもや地域の人たちとの交流や多様な活動ができるよう、地域の他施設等との連携により、交流や活動の幅を広げることが求められる^{※11}。また、運営指針が求める「育成支援」の内容を実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上に、より一層取り組む必要がある。
- 運営指針及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」(平成29(2017)年3月厚生労働省発出)でも述べられているように、遊びは自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとってほかに代えがたい不可欠な活動である。子どもが自ら遊びをつくっていくという観点を踏まえて、放課後児童支援員が、子どもが主体性を発揮できる環境づくりとそこへのかかわり方を広げる意味でプレイワーク^{※12}の知識を

^{※10} 運営指針には、「第2章 事業の対象となる子どもの発達」という項目があり、児童期の子どもの発達について、3つの時期区分(おおむね6～8歳、おおむね9～10歳、おおむね11～12歳)に分類して、その特徴及び育成支援にあたって配慮すべき内容を整理している。

^{※11} 運営指針の「第5章 学校及び地域との関係」では、放課後児童クラブに通う子どもの遊び・生活や仲間関係を広げるという視点での連携の必要性や方法等も示されている。

^{※12} 一般社団法人日本プレイワーク協会においては、プレイワークについて、1980年代にヨーロッパで生

身に着けていくことも求められる。

- 厚生労働省が昨年度末に全国の市町村を対象に、放課後児童クラブにおける情報公開について調査を行ったところ、「運営状況を取りまとめて、情報公開している」ところが1割程度であった^{※13}。全体的には運営に関わる情報公開についてさらに進める必要がある。
- 同調査において、主に防犯面における子どもの安全確保^{※14}に関する取組についても聞いているが、その結果^{※15}からは防犯面における安全確保の取組について放課後児童クラブの一つの課題と考えられる。あわせて、子どもの来所・帰宅時の安全確保も課題である。
- 上記の状況を踏まえて、放課後児童クラブの質の確保という点では、情報公開の推進、自己評価とその公表^{※16}、第三者評価の実施や子どもの安全確保の体制の整備は重要な視点であると考えられ、各放課後児童クラブがこうした取組を進められるよう必要な方策を考えていくことが求められる。

まれたもので、子どもが主体性を発揮できる環境づくりや子どもとの関わり方の経験や知識を体系的に構築した専門知識のことである、と定義している。

^{※13} 「放課後児童クラブの運営に係る見える化（情報公開、第三者評価等）について、取り組んでいるものを選択してください」という質問に対し、「クラブの運営状況を取りまとめて、情報公開している」が11.8%、「第三者による評価を行っている」が6.5%という結果となった。

^{※14} 運営指針第6章に安全対策に関する項目があり、事故やケガの防止と対応、防災及び防犯対策、来所及び帰宅時の安全確保などについて記述されている。

^{※15} 子どもの安全確保に関する取組状況については、「（部外者が）敷地内に自由に入出入りできないよう施設又は監視員を配置している。」が20.5%という調査結果となった。

^{※16} 運営指針第7章において、放課後児童クラブの運営主体には自己評価とその公表が求められている。また評価の際に、子どもや保護者の意見を取り入れて行うこと、評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かすことが求められている。

② 放課後児童支援員のあり方・研修について

- 放課後児童支援員は、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、放課後児童クラブにおいて子どもの「育成支援」を行う専門的な知識を有する者として置かれたものであり、学校教育や保育とも異なる「育成支援」を担う。放課後児童支援員のこうした特性を踏まえた、資質の向上のあり方を考えていかねばならない。
- 放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士などの資格取得者等で、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない(設備運営基準第10条3)。現在、国庫補助対象の事業となっている放課後児童支援員に対する研修として、「放課後児童支援員認定資格研修」(以下、認定資格研修)と「放課後児童支援員等資質向上研修」(以下、資質向上研修)の二種類があり、この認定資格研修が、「都道府県知事が行う研修」に該当する。
- 認定資格研修については、設備運営基準附則第2条に経過措置の規定があり、2020年3月31日までの間の規定の適用については、「都道府県知事が行う研修を修了したもの」に、2020年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含めるものとする、とされている。自治体や放課後児童クラブ関係者からは、該当者が経過措置期間が終了するまでに研修受講が修了しない可能性があることについて懸念の声があがっている。
- 平成29(2017)年5月の厚生労働省調査によると、放課後児童支援員のうち、常勤職員は35,632人(27.1%)であり、残りは非常勤職員等が占める。

(基本的な視点・方向性)

- 放課後児童支援員の職務には、子どもに直接的なかかわりのみならず、育成支援の計画や、保護者、学校や地域との連絡等様々なものがある。これらの職務が確実に行われるよう処遇改善が望まれる^{※17}。また、子どもとの安定的、継続的なかかわりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる^{※18}。
- 放課後児童クラブを整備していくのに合わせ、その運営に必要な放課後児童支援員を引き続き確保する必要がある。

^{※17} なお、こうした放課後児童支援員の役割を考えると、放課後児童支援員等が8時間勤務できることが望ましいとの意見があった。諸外国の例では、たとえば、デンマークでは「ペダゴギー」という「社会・文化に主体的に参加し、その中で社会生活を営んでいけるように人々を支援していく対人専門職」がおり、放課後事業の支援者の必須資格となっている。デンマークの小学校では、低学年のクラスに教員とともにペダゴギーが配置され、生活支援を担当している。こうした例は、放課後児童支援員のあり方を考える上で参考になるものと思われる。

^{※18} 運営指針「第4章放課後児童クラブの運営 1職員体制(3)」

- 人材を確保する観点から、大学等における養成のあり方など研究を進めていく必要がある。
- 認定資格研修については、経過措置の終了後は、現在の設備運営基準では放課後児童クラブに認定資格研修受講者がいない場合、開所ができない形になっているが、今後、放課後児童クラブが安定して運営できるよう、経過措置の延長も視野に入れつつ、研修方法のあり方の工夫が検討されていく必要がある。また、2020年以降に、新たに放課後児童クラブに勤務しようとする方に対する研修受講のあり方についても、今後速やかに検討を行う必要がある。
- 資質向上研修については、研修体系の整理や研修内容の充実方策等についても今後検討すべきである。とりわけ、放課後の子どもの生活を保障する観点からは、ソーシャルワークや民間レベルで研究が進められているプレイワークの知識等を導入することが考えられ、その方法を検討する必要がある。

おわりに

- 本委員会で検討してきたように、「健全育成」という観点から子どもの放課後生活を保障していくためには、放課後児童対策の全容を明らかにし、その全体の充実を図ることが必要である。また、その中では、放課後児童クラブの果たすべき役割を明確化し、その量質とともに充実を図っていくことも求められる。子どもたちが主体的に生きる力、他者と共に生きる力を育成することを支援するため、国が総合的な放課後児童対策を進めていくことが課題となるだろう。

- なお、本委員会の中で、各委員から放課後児童対策を考える上での将来的な検討課題が提起されたので、付記しておく。放課後児童対策の充実の観点から、今後、議論が深められることを期待する。
 - 放課後児童クラブの利用にあたって就労要件等が課されていることについて
 - 放課後児童クラブの保護者負担の割合について
 - 放課後児童クラブにおける利用料減免のあり方について
 - 安心して利用できる一時預かりのあり方について
 - 子どもの権利の観点からまちづくりを見直す「子どもにやさしいまち」という視点で、子どもが町の中で安全に遊ぶことができるようにする環境づくりの検討
 - 放課後児童対策の情報の集約や研究、研修への支援等を行うセンターの設立
 - 民間の放課後事業（者）も含めた各地域における包括的な放課後児童対策のあり方や民間の事業に対する支援のあり方（事業内容の向上のための施策など）について

等

【関連資料】

「放課後児童対策に関する専門委員会」委員名簿

あかほり まさみ 赤堀 正美	静岡県 健康福祉部こども未来局こども未来課長 (平成30(2018)年5月～)
あべ よしえ 安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構 准教授
いけもと みか 池本 美香	株式会社日本総合研究所 主任研究員
うえき しんいち 植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部 教授
おの さとみ 小野さとみ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 わんぱく学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
◎かしわめ れいほう ◎柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 教授
かねふじ こ 金藤ふゆ子	文教大学 人間科学部 教授
くろやなぎ 黒柳いずみ	静岡県 健康福祉部こども未来局こども未来課長 (～平成30(2018)年5月)
しみず としあき 清水 利昭	三鷹市 子ども政策部児童青少年課長
しみず まさゆき 清水 将之	淑徳大学短期大学部 こども学科 准教授
たなか まさよし 田中 雅義	聖籠町 教育委員会子ども教育課長
なかがわ いちろう 中川 一良	京都市北白川児童館 館長
のなか けんじ 野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
やまだ かずえ 山田 和江	学童クラブ「清明っ子」 代表兼放課後児童支援員

(五十音順、敬称略)

【注】◎は委員長

「放課後児童対策に関する専門委員会」開催経過

回数	開催年月日	議事内容
第1回	平成29(2017)年11月8日	○委員長の選任 ○今後の進め方について ○放課後児童クラブの現状について ○フリートーキング
第2回	平成29(2017)年11月20日	○第1回の議論を踏まえた論点について ○意見交換(フリートーキング)
第3回	平成29(2017)年12月4日	○これまでの議論を踏まえた論点整理と検討の方向性について ○意見交換(フリートーキング)
第4回	平成30(2018)年1月29日	○これまでの議論を踏まえた論点整理と検討の方向性について ○分権関係報告 ○最近の主な動き ○関係者からのヒアリング① ○その他
第5回	平成30(2018)年2月8日	○関係者からのヒアリング② ○その他
第6回	平成30(2018)年2月27日	○関係者からのヒアリング③ ○その他
第7回	平成30(2018)年3月19日	○中間とりまとめに向けた全体の議論 ○その他
第8回	平成30(2018)年4月20日	○中間とりまとめ(素案) ○その他
第9回	平成30(2018)年5月15日	○中間とりまとめ(素案) ○その他